

### 社会保険等未加入対策の推進について（お知らせ）

社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）への加入を促すため、受注者は全ての工事において、社会保険等の加入義務を有しながら未加入である業者との一次下請契約を締結してはならないこととします。

また、契約後に未加入が判明し、その状態が継続する場合には、発注者は受注者に対し制裁金を課す等の措置を取ることができるものとします（建設工事請負契約書に規定します。）。

【対象工事】	一次下請契約に係る請負代金の総額に関わらず全ての工事
【施行時期】	平成31年4月1日以降に入札等を行う工事